◇離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三五四号）（国土交通省）

一　総務省組織令の一部改正関係

自治行政局の所掌事務の特例の期限の延長を行うこととした。（附則第三条第三項関係）

二　農林水産省組織令の一部改正関係

農村振興局の所掌事務の特例の期限の延長を行うこととした。（附則第五条関係）

三　国土交通省組織令の一部改正関係

国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第六条、第七条及び第九条関係）

四　国土審議会令の一部改正関係

1　離島振興対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条第一項関係）

2　離島振興対策分科会の所掌事務の読替えを行うこととした。（附則第二条第三項関係）

五　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三五五号）（農林水産省）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五六号）の施行期日は令和五年四月一日とすることとした。

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三五六号）（農林水産省）

一　農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正関係

1　農用地利用集積等促進計画に農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業に関する事項を含める場合における賃借権の設定等又は所有権の移転に関する要件が緩和される場合を定めることとした。（第三条関係）

2　地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）は、農業経営基盤強化促進基本構想の期間につき定めるものとすることとした。（第六条第一項関係）

3　地域計画は、農業者等による協議の結果の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると同意市町村が認めた場合に定めるものとすることとした。（第六条第二項関係）

4　同意市町村は、3の場合に該当しないときは、地域計画の作成に向け、次の協議を円滑に実施するために必要な措置を講ずるものとすることとした。（第六条第三項関係）

5　利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構（以下「機構」という。）とする旨が定められている地域計画の有効期間及び利用権の設定等の対価の算定方法を定めることとした。（第七条及び第八条関係）

6　読み替えて適用する土地改良法第八七条の三第一項の規定により都道府県が地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における農業振興地域の整備に関する法律施行令の読替えを定めることとした。（第九条関係）

二　農地中間管理事業の推進に関する法律施行令の一部改正関係

1　機構から賃借権の設定等を受けた後において行う耕作等に常時従事すると認められない者から除かれる者を定めることとした。（第二条関係）

2　農業委員会による不確知共有者の探索の方法について、共有者不明農用地等の登記事項証明書の交付を請求すること等を定めることとした。（第四条関係）

三　農業委員会等に関する法律施行令の一部改正関係

農業委員会ネットワーク機構の役員又は職員がその業務に係る職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときに二年以下の懲役に処せられる業務として、農業経営基盤強化促進法に規定する、農業用施設の整備に関する事項が記載されている農業経営改善計画について農業委員会に対し意見を述べる業務を加えることとした。（第一四条関係）

四　農地法施行令の一部改正関係

国が買収した土地のうち、一の5の旨が定められている地域計画の区域内にある農地等の貸付けについては、機構に行うものとすることとした。（第三〇条関係）

五　農業協同組合法施行令の一部改正関係

1　組合員以外の者の事業の利用割合の上限を一〇〇分の一〇〇とする事業に、農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する事業及び委託を受けて行う農業経営の事業のうち、農業協同組合又は農業協同組合連合会が参加した協議の結果を踏まえ定められた地域計画の区域における農用地において行うものを追加することとした。（第二条関係）

2　農事組合法人の組合員となり得る者に、地域計画に農業を担う者として記載された農事組合法人にあっては、当該農事組合法人と連携して事業を行うことにより当該農事組合法人の事業の円滑化に寄与する営農法人を追加することとした。（第四〇条関係）

六　関係政令の整理

所要の規定の整理を行うこととした。（第七条及び第八条関係）

七　施行期日

この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行するものとすることとした。

◇航空法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三五七号）（国土交通省）

1　航空法（以下「法」という。）第一三二条の一三第一項の機体認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者が法第一三五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第九条関係）

2　機体認証書又は型式認証書の再交付を申請する者が法第一三五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第一〇条関係）

3　法第一三二条の一六第一項の型式認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者が法第一三五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第一一条関係）

4　法第一三二条の一七第一項の承認（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者が法第一三五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第一二条関係）

5　法第一三二条の四〇の無人航空機操縦者技能証明を申請する者が法第一三二条の四七第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第一三条第一項関係）

6　法第一三二条の四〇の無人航空機操縦者技能証明を申請する者が無人航空機操縦者技能証明書に関し法第一三五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第一三条第二項関係）

7　無人航空機操縦者技能証明書の再交付を申請する者が法第一三五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第一四条関係）

8　法第一三二条の五一第二項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新を申請する者が法第一三五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第一五条関係）

9　法第一三二条の五二第一項の無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更を申請する者が同条第二項において準用する法第一三二条の四七第一項の試験に関し法第一三五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第一六条第一項関係）

10　法第一三二条の五二第一項の無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更を申請する者が無人航空機操縦者技能証明書に関し法第一三五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第一六条第二項関係）

11　この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年一二月五日）から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第三五八号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七九号）を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年一二月一日から施行することとした。
